

2019年度町田市教育委員会

第2回臨時会会議録

1、開催日 2020年3月31日

2、開催場所 町田市庁舎十階 教育長室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一
委 員 後 藤 良 秀
委 員 森 山 賢 一
委 員 八 並 清 子
委 員 坂 上 圭 子

4、署名者 教育長

委 員

5、出席事務局職員

学校教育部長	北 澤 英 明
生涯学習部長	中 村 哲 也
教育総務課長	田 中 隆 志
教育総務課担当課長	是 安 智 彦
教育総務課担当課長 (学校運営支援担当)	谷 勇 児
保健給食課長	有 田 宏 治
保健給食課担当課長	武 藤 正 道
指導室長	金 木 圭 一
(兼) 指導課長	
指導課統括指導主事	宇 野 賢 悟
生涯学習部次長	佐 藤 浩 子
(兼) 生涯学習総務課長	
書 記	大河内 和歌子

書 記
書 記

中 野 亮 介
瓜 田 円

6、提出議案、臨時代理報告及び結果

議案第40号	原 案 可 決
議案第41号	原 案 可 決
議案第42号	原 案 可 決
議案第43号	原 案 可 決
議案第44号	原 案 可 決
議案第45号	原 案 可 決
議案第46号	原 案 可 決
議案第47号	原 案 可 決
議案第48号	原 案 可 決
議案第49号	原 案 可 決
議案第50号	原 案 可 決
議案第51号	原 案 可 決
議案第52号	原 案 可 決
臨時代理報告第6号	承 認

7、議事の概要

【午前13時00分開会】

○教育長

ただいまから町田市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は、森山委員です。森山委員については10分遅れて来られると連絡が入っておりますが、委員の過半数が出席しているため、このまま会議を開催したいと思います。

日程の一部変更をお願いいたします。日程第2、臨時代理報告第6号につきましては非公開案件ですので、日程第3、報告事項の終了後に一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいて審議、ご報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

では、日程第1、議案審議事項に入ります。

議案第40号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第40号「教育委員会職員の3月31日付け人事異動について」、ご説明いたします。

本件は、2020年3月31日付で発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものです。

1枚おめくりいただきまして、「退職」が1名。「派遣(受入)併任解除」が1名でございます。説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第41号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第41号「教育委員会職員の4月1日付け人事異動について」、ご説明いたします。

本件は、2020年4月1日付で発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものです。

1枚おめくりいただきまして「転出」が課長級2名でございます。「転入」が課長級6名、「昇格」が課長級1名、「派遣受入」が1名でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第42号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第42号「町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

専決権の委譲に関する規定を改めるため及び会計年度任用職員制度の開始に伴い関係する規程を整備するため、改正するものです。

専決権の委譲ということで、新たに担当課長に権限をもたせることで、課長の業務を軽減するというのと、担当課長が課長になるための準備をしてもらうための制度となりまして、これは全庁的な取り組みの中のひとつでございます。

主な改正点は第10条の2で、部長権限の専決権を担当課長に委譲ということがひとつ、あとは、人事に関する事項について、従前は嘱託員、臨時職員となっていた部分を、会計年度任用職員という文言に改めています。この規程につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

次に議案第43号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第43号「町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について」、ご説明します

本件は校務支援システムの文書連絡機能の稼働に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

改正の内容は、次のとおりです。(1)用語の定義に校務支援システムの定義を加えます。(2)文書取扱責任者及び文書担当者の職務に校務支援システムの利用に関することを加えます。(3)校務支援システムに到達した電子文書の取扱いに関する規定を加えます。(4)その他文言の整理を行います。施行日は、令和2年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○教育長

これらの規則については、市長部局と調整して確認したうえで作られています。

○八並委員

いろいろなものが電子化される中で、こういったシステムも範囲が広がってくると思いますが、その変化に対応しうる規則なののでしょうか。

○教育総務課長

基本的にはシステムの機能にあわせて例規が制定されていますので、新しいものが出て

きましたら、必要に合わせて規則を改正することとなります。

○八並委員

規則の中のことしかできないというよりは、新しいものにも対応できる例規だと良いなと思いました。

○教育長

規則は今あるシステムに合わせて作られていますので、新たなシステムが出てきましたら、それに合わせて作られるということだと思います。

○指導室長

現在、町田市では働き方改革プランに合わせて学校管理職のサービス管理システムを検討しており、これに併せて様々な事務手続きの仕方が変わっていきます。これに合わせて例規も変えていきますし、将来を見据えて動いているところでございます。

○教育長

そのほかに、何かございますか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第44号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第44号「町田市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、校務支援システムの文書連絡機能の稼働開始に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

1枚おめくりください。第43号は教育委員会の文書管理規定でしたが、こちらは学校の文書管理規程です。改正の内容(1)にありますとおり、改正前は「町田市立学校文書取扱規程」という名称だったものを、教育委員会と同じように「文書管理規定」と改めるものであります。それ以外につきましては、第43号議案と同じように内容を改正するも

のであります。施行日は、令和2年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第45号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第45号「町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立学校文書取扱規程の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものでございます。改正の内容としましては、町田市立学校文書取扱規程の題名を引用している規定を改めます。今回の改正で、改正後「第10条の3」を整理したことにより電子決裁が可能になります。この規程につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長

この規程の改正で電子決裁ができるようになったということですか。

○教育総務課担当課長

先程の議案第44号の文書取扱規程が大きく変わったことによる影響を受けて、本規程も変更となったものです。文書連絡機能システムが入ったことにより、今まで紙で決裁していたものが電子決裁できるようになります。

○八並委員

つまり、第44号に書いてあるとおり、ということでしょうか。

○教育総務課担当課長

そのとおりでございます。

○教育長

そのほかに、何かございますか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第46号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第46号「町田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定について」、ご説明いたします。

本件は、教育委員会が行う会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。これは、資料にもありますとおり、町田市の(市長が行う)会計任用年度職員の規則の「例による」というものでございます。この規定は、令和2年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○八並委員

教育委員会の会計年度任用職員には、どのような人がいるのでしょうか。

○教育総務課長

一般事務職員、栄養士、給食調理員、学校用務、部活動指導員、特別学級の支援員などが挙げられます。

○学校教育部長

議案第48号に報酬の表がありますので、これを見ていただければと思いますが、一般事務職員もこの会計年度任用職員にあたります。

○八並委員

それは、一般的に言う「パート」の方に近いものなののでしょうか？

○教育総務課担当課長

嘱託員と臨時職員が会計年度任用職員になります。会計年度任用職員には「業務職員」と「補助職員」の2種類がありまして、補助職員は今までの臨時職員、業務職員は今までの嘱託員と認識いただければと思います。

○教育長

そのほかに、何かございますか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第47号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第47号「町田市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定について」、ご説明いたします。

本件は、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の規定に基づき、教育委員会が任用する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的として、定めるものでございます。

1枚おめくりください。この規定は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について定めるものでございます。例規本文にもありますとおり、この規定も「町田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年3月町田市規程第1号）の適用を受ける会計年度任用職員の勤務時間、休暇等」の例によるものでございます。

この規程につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。

○教育長

「例による」と定めることで、大元の規定に変更が生じても毎回変更する必要がなくなります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第48号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第48号「町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の制定について」、ご説明いたします。

本件は、教育委員会が任用する会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的として、制定するものです。

2枚おめくりください。本件も「町田市会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年3月町田市規程第2号）の適用を受ける会計年度任用職員の報酬」の例によるものとして定めています。別表に会計年度任用職員の種別職種の報酬の額が記載されておりますが、ここには町田市全体の職種が記載されており、教育委員会以外の職種も含まれております。この規程につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○八並委員

特別支援教育支援員の方の報酬について、他と比較してもだいぶ金額が低いように思いますが、例年そうだったのでしょうか。生活指導補助員や柔道指導補助員という方の報酬も高くはありませんが、特別支援教育支援員の方は子どもたちと密に接し、勤務時間も長いですが、その割に報酬額が低いなと思いました。何か基準があるのでしょうか。

○教育総務課担当課長

単価につきましては、市長部局職員課と協議した結果の金額となっております。教育委員会の意向というより、職員課の意向に大きく作用されています。

○教育長

職種によっては、教育職員免許を取得していることが要件であったり、臨床心理士資格が必要であったり、資格を求められる職種がありますが、特別支援教育支援員については資格条件が無く、資格を有しない人でもできるので、それもあると思います。

○八並委員

特別支援教育支援員の方の子どもたちとの関わり方を考えると、免許や資格の有無も必要かとは思いますが、こんなに差をつけなくてはいけないものなのかと印象を受けます。

○教育総務課長

基本的に、一般事務の会計年度任用職員などの報酬額を基準として算定されています。

○教育長

そのほかに、何かございますか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第49号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第49号「町田市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします

本件は、地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。1枚おめくりください。改正内容は、会計年度任用職員に関する文言の整理を行うものです。

もう1枚おめくりください。第1条の真ん中あたりに改正前は「臨時的に任用された職員を除く」とありますが、改正後は「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員を除く」と改めています。施行日は、令和2年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第50号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第50号「町田市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。本件は、学校保健安全法に規定する臨時健康診断を都費負担教職員の健康診断に加えるため、改正するものです。

改正の内容の(1)ですが、町田市教育委員会が実施する健康診断から特別健康診断を削り、臨時健康診断に関する規定を加えています。

もう1枚おめくりください。第12条の2について、下線部の特別健康診断に加えて臨時健康診断を加えています。特別健康診断とは炭鉱で働く方など、厳しい環境で働く健康診断を指しますが、臨時健康診断は、今回の新型コロナウイルス感染症のような臨時的なものを指します。また、第12条の3に「受信義務」を加えました。この規則は、令和2

年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○教育長

これまでは受診義務はなかったのでしょうか。

○教育総務課担当課長

これまでも受診義務はありましたが、今回明文化されました。

○教育長

そのほかに、何かございますか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第51号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第51号「町田市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の制定に伴い、小学校等の学校給食費等の取扱いに関する規定を削るため、改正するものです。

改正の理由でございますが、小学校等の学校給食費等の改正については昨年10月4日開催の教育委員会第7回定例会の中で、制定について報告させていただいたところですが、従来「町田市学校給食費徴収規則」は小学校と中学校を合わせた形で作っていましたが、公会計システムの開始に伴い、昨年新たに「町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則」を定めました。改正の内容がわかりにくいものになってはいますが、今回は小学校に関する文言等を削除や改名し、中学校の規則に改めるものです。施行日は令和2年4月1日

からでございます。

説明は以上です。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第52号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第52号「町田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の制定について」、ご説明いたします。

この規則は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号。以下単に「指針」という。)第4(1)の規定に基づき、教育職員が在校等時間において行う業務の量の適切な管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

1枚おめくりください。本件は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に基づき、教育職員が在校等時間において行う業務の量の適切な管理に関し必要な事項を定めることを目的として、制定するものです。

次に要旨についてですが、本規則は教育職員の業務の量の適切な管理等について定めています。

もう1枚おめくりいただきまして、第3条をご覧ください。第3条では、1か月に45時間、当該年度について360時間としております。これは国が定める指針と同様でござ

います。一方、第3条第2項において、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合の1か月あたりの時間の上限は、国が100時間としているところを80時間としております。町田市では昨年2月に策定した「町田市立小中学校における働き方改革プラン」との整合性を図るために80時間としています。このことから、国指数では複数月の平均時間を80時間に制定していますが、町田市では定めておりません。また、第4条では、2019年4月から稼働しております出退勤管理システムによって、教育職員の業務を行う時間を把握するものとしています。施行期日は令和2年4月1日からでございます。

今後、本規則の制定と共に、教員の働き方改革を進めていくことで、町田市の教育の資質の向上を図りたいと考えております。

説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○教育長

第3条(1)の80時間については説明でわかりましたが、(2)(3)の720時間と6か月については、国の指針と変わらないのでしょうか。

○指導室長

国の規定と同様でございます。

○教育長

そのほかに、何かございますか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

次に、日程第3、報告事項に入ります。本日の報告事項は1件ございます。

報告事項の1について担当者からご報告させていただきます。

○教育総務課担当課長

報告事項1「町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の廃止について」、ご説明いたします。

廃止理由は、地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の開始に伴い、非常勤嘱託員制度を廃止するため、廃止するものです。廃止期日は2020年4月1日です。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの報告につきまして、何かございますか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時40分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。

午後1時45分閉会